

令和 7 年第 1 回姫路市議会定例会（未定稿）

令和 7 年 3 月 4 日（火）

○改革無所属の会代表 牧野圭輔議員（登壇）

改革無所属の会の牧野圭輔です。

早速ですが、通告に基づき、以下 19 項目について、改革無所属の会を代表し、質疑質問いたします。

第 1 項目、議案第 43 号、姫路城縦覧料等徴収条例の一部を改正する条例について。

世界遺産姫路城の縦覧料、いわゆる入城料は、昨年、清元市長の外国人料金二重価格の設定発言で大きく注目を浴びましたが、結果として外国人料金の設定は見送られました。

そこで、このたび平成の大修理直後の平成 27 年の縦覧料の見直しから 10 年を経、再び見直しとなった改正内容について詳細にお答えください。

また、その根拠となった文化財保護のため、向こう 10 年間に必要とされる約 280 億円の内訳、積算根拠及びこのたびの縦覧料の値上げによって 10 年間で幾ら増収額を見込んでいるのか、詳細にお答えください。

あわせて、約 280 億円に対し、国、市の負担額及び縦覧料収入などの内訳についてお答えください。

さらに、市民以外の縦覧料を 1,000 円から 2,500 円と大幅な値上げをすることによって、清元市長の狙いどおり、文化財保護の観点から、市民以外の入城者数の減少に伴う総入城者数の減少が容易に予想できますが、市民以外の入城者数及び総入城者数をどの程度に想定していますか、お答えください。

結果として、市民以外の入城者の減少は姫路市への観光客の減少につながり、姫路市の経済へマイナスの影響を与えることは避けられないと思いますが、どの程度影響が出ると想定していますか、お答えください。

また、縦覧料の値上げによっては、文化財保護の観点からある一定の入城者数の減少を期待することや、姫路城の保存修理などの費用を確保する必要があることは十分理解できるものの、あまりに一気に大幅な縦覧料の値上げは観光客へのダメージが少なくないことを考えると、例えば段階的に値上げする方法は選択できなかったのか、お考えをお答えください。

最後に、今後、値上げによって想定以上に市民以外の入城者数が減少した場合、縦覧料を再び見直すお考えはありますか、お答えください。

第 2 項目、副市長 3 人体制について。

姫路市における副市長 1 人にかかる経費は、1 期 4 年間で給料、期末手当、共済費と退職金を合わせると延べ約 1 億円近くにもなりますが、全国に 62 市が指定されている中核市では、一般的に副市長 2 人体制を取る中、姫路市では現在副市長 3 人体制を継続していることで、市民の皆さんにはより重いご負担を強いていますが、令和 7 年 3 月現在、中核市 62 市の中で、副市長 3 人体制は姫路市以外に何市ありますか。

また、来年度も引き続き、姫路市が副市長 3 人体制を取らなければならない特別な理由をお答えください。

最後に、山田副市長の就任後 1 年間の実績と、来年度も引き続き副市長として果たすべき具体的な役割について、詳細にお答えください。

第 3 項目、姫路市の国際交流戦略について。

姫路市には令和 7 年 3 月現在、6 つの海外姉妹友好都市と 3 つの海外姉妹城、1 つの観光交流協定を結ぶ城があり、市民の交流機会の拡充、青少年の相互派遣や視察訪問を通じて国際理解の促進を図っている中、令和 7 年度には新たにオーストリアのシェーンブルン宮殿との海外姉妹城の提携を予定しているとのことですが、国際交流の名の下に右肩上がりに増え続ける海外姉妹都市姉妹城等について非常に疑問を持ちます。

そこで、清元市政下で、令和元年、海外姉妹城締結された英国北ウェールズのコンウィ城、令和 6 年締結されたポーランドのヴァヴェル城について姫路市民が得る効果について、経済波及効果も含め詳細にお答えください。

あわせて、令和 7 年度、新たにオーストリアのシェーンブルン宮殿との海外姉妹城の提携に予算措置された内容について詳細にお答えください。

最後に、そもそも清元市政における姫路市の国際交流戦略はありますか。仮にあるとすれば、その内容について詳細にお答えください。

第 4 項目、姫路市外国旅費支給基準について。

姫路市外国旅費支給基準については、令和 5 年第 4 回定例会において、市長の海外出張におけるビジネスクラス、航空運賃利用の必要性について、続けて、令和 6 年第 3 回定例会にて姫路市外国旅費支給基準の見直し、高額な航空運賃となる市長などのビジネスクラス利用の廃止について質問に立ち、ただしましたが、見直しへ向けた前向きな答弁が得られず、一向に見直しが進んでいないまま市長

の海外出張が続けられているばかりか、この間、副市長が海外出張した際にも、市長に準じ、エコノミークラスの約3倍にもなるビジネスクラスが利用されています。

そして、ここへ来て市長などの海外出張の頻度が高まる中、あくまで税金を使用している以上、市民の皆さんのご負担を少しでも軽減するためにも、市長自らが姫路市外国旅費支給基準の見直しを判断し、随員職員と同様のエコノミークラスを利用するか、やむを得ずビジネスクラスを活用する場合は、その差額を市長などが自己負担することができませんか。

現在、姫路市では、清元市長の事業見直しにより、市民の皆さんには市民サービスに影響を与える大幅な予算カットのご理解をいただいている中、高額な航空運賃となる市長などのビジネスクラス利用が聖域であるはずがなく、早急に姫路市外国旅費支給基準の見直しが必要ですが、お考えをお答えください。

第5項目、姫路市のグローバル人材育成確保事業について。

令和6年度、新規事業として唐突に打ち出された姫路市グローバル人材育成確保事業ですが、日本初の特別な事業であるにもかかわらず、なぜか予算審査の際、議会への説明が不十分であった一方、その詳細な情報について報道が先行したことに疑問を持ち、令和6年第2回、第3回定例会と続けて質問に立ち、問題点をたどしてきましたが、そもそも姫路市のグローバル人材育成確保事業とはどのような取組で、なぜ姫路市が重点政策として取り組まなければならないのか、お答えください。

あわせて、結果として、姫路市のグローバル人材育成事業業務委託の受託者であり、事業推進にはなくてはならない存在となった学校法人駿河学園ですが、グローバル人材育成確保事業の令和6年度の活動実績について詳細にお答えください。

最後に、令和7年度姫路市のグローバル人材育成確保事業について、予算額も含め、令和6年度と比べ、その内容に変更点等があればその理由なども含め詳細にお答えください。

第6項目、外国人観光客問題及び在住外国人の生活問題について。

報道によりますと、先日の衆議院予算委員会において、埼玉県川口市におけるルールを守らない外国人との共生に関する認識を尋ねられた石破首相は、「ルールを守るの

が大前提だが、みんなが守るとは断言できない。ルールを守らない外国人によって日本人の生命財産に危害が及ぶことは、日本国政府として断じて許されない。」と述べ、その上で、「ルールを守らない外国人と共生はできない。そのような方々に日本にいていただかないようにするのは日本国の責務だ」と強調したようです。

そのような中、日本国内における特定の観光地では、円安の追い風もあり、著しい外国人観光客の増加により生じた様々な問題や、労働力不足を補う目的などで受け入れた外国人労働者がなし崩しに年々増加し、その国籍も多様化していることで、多様な文化や習慣の違いによって起こり得る生活問題は少なくなく、姫路市も例外ではありません。

以上を踏まえ、現在これまで以上に国際交流の推進や多文化共生社会の実現へ大きくかじを切っている姫路市における外国人観光客問題及び在住外国人の生活問題について、詳細にお答えください。

あわせて、それぞれの問題解決策として現在取り組んでいる対策等についてお答えください。

第7項目、国際会議観光都市・MICE都市について。

政府が旗を振って推進するMICE。全国各地の自治体が競って巨大な施設を建設する中、姫路市においては工事費約255億円を含む総事業費約400億円もの莫大な公費を投入して建設されたMICE機能を有する大規模複合施設アクリエひめじが2021年、令和3年9月に整備が完了しました。

一方、全国各地の自治体が競って建設した巨大な施設は、高度経済成長期以降、地方自治体がこぞって要望し、建設が進められ、現在は多額の税金を使って赤字を補填する羽目になった第2の地方空港となるおそれがあることについて危惧する声もあるようです。

姫路市におけるアクリエひめじについても全く例外ではなく、今後、建設後の運用の検証が必要です。

そこで、そもそもMICEとは何で、令和7年3月現在、姫路市を含む54市が官公庁により認定された国際会議観光都市の概要、認定要件及び、いまだ姫路市が選定されていないグローバルMICE都市の概要、選定要件について詳細にお答えください。

あわせて、2021年、令和3年9月以降、現在に至るまで、アクリエひめじにおいて開催された国際会議における姫路市の負担額、経済波及効果を含めた実績及び令和7年度以降に予定されている国際会議について、その概要を

お答えください。

最後に、国際的なM I C E誘致競争が激化する中、日本の競合都市にとどまらず、海外競合都市との厳しい誘致競争に打ち勝つ姫路市の強みと弱み及び戦略と詳細についてお答えください。

第8項目、世界遺産姫路城マラソンについて。

去る令和7年2月23日、日曜日、第10回目の記念大会となる世界遺産姫路城マラソン2025が、日本国内はもとより世界各地からも多くのランナーの皆さんをお迎えし、絶好のマラソン日和の天候の中、多くのスタッフ、ボランティア、医療関係者、協賛事業者、そして姫路市民の皆さんのご理解、ご協力の下、盛大に開催され大成功を収めました。

その一方で、2007年、平成19年開催の東京マラソンを契機に起きたランニングブームに乗って、全国各地で市民マラソン大会が開催されるようになりましたが、近年、ランニング人口の減少とともに、全国各地で開催されている市民マラソン大会は、定員割れや運営経費の負担増に伴う参加費の高騰など様々な課題を抱え、存廃の判断をする岐路に立たされていると言われています。

そのような中、世界遺産姫路城マラソンも全く例外ではなく、結果として、新型コロナウイルスの拡大で中止となった2020年、令和2年のエントリー数が、男女ともにピークとなっている現実があります。

そして、姫路市を含む近畿圏内では、神戸、大阪、京都において、都市型で人気の高い大型マラソン大会が競合開催する中、世界遺産姫路城マラソンが今後も引き続き存続し、開催するためには、より一層姫路ならではの特色を出し、選ばれるマラソン大会となる必要がありますが、運営経費の見直しを含め、来年度開催へ向け、新たに取り組んでいることがあればお答えください。

あわせて、先日決定されたブランドメッセージ「住むほかに“好き”が深まる “姫”のまち」にちなみ、姫路らしさを打ち出し、例えば女性に優しい大会運営として、女性ランナーはエントリーすれば基本参加できる優先枠の設置や、ハーフマラソンの同時開催などの検討について、お考えをお答えください。

第9項目、手柄山中央公園整備基本計画における陸上競技場の再整備と駐車場等整備計画及び姫路市立総合スポーツ会館について。

2017年、平成29年1月に策定された手柄山中央公園整

備基本計画では、園内施設の著しい老朽化などの課題に取り組むため、再配置を中心とする新設、改修などの中長期的な整備方針が示され、これまで閉館された文化センターの代替施設でもあるアクリエひめじは2021年、令和3年9月に姫路駅東のイベントゾーンに移転整備されました。

あわせて、姫路球場は2014年、平成26年3月に大規模改修工事を終えた後、昨年2024年、令和6年6月には、ナイター照明設備の新設及びスコアボードの改修が完了しています。

そして、現在、旧市民プール跡地には、総合スポーツ会館などの代替施設となる新体育館などが、2026年、令和8年10月オープンへ向け、順次整備工事が進められています。

そのような中、姫路市立陸上競技場は1964年、昭和39年の整備後、既に60年を迎え、これまで全天候型舗装路のトラックなどについては改修工事などが実施されているものの、観覧席を含めた施設の大部分は経年劣化が進み、進入禁止の対応を取る必要がある危険な部分まで散見されるだけではなく、バリアフリー化が全く遅れており、早急に対策を講じる必要があります。

一方、既に8年前に策定された手柄山中央公園整備基本計画において、陸上競技場については施設の老朽化、借地の解消、サッカーなどの多目的利用への対応、将来的な大規模改修が必要であることと示されているにもかかわらず、優先順位が低いと判断されているせいか、2025年、令和7年現在、陸上競技場の新設、改修工事などの実施へ向け、その時期も含め、いまだ手つかずの状態ですが、今後の対応についてお考えをお答えください。

あわせて、今後2026年、令和8年10月には新体育館などがオープンする中、手柄山中央公園内ではこれまで以上にイベントピーク時において慢性的な駐車場不足が容易に予想され、早急に対策を講じる必要があります。

一方、既に8年前に策定された手柄山中央公園整備基本計画において、駐車場等整備計画については新たな公園施設の再配置に対応し、策定を検討する必要があると示されているにもかかわらず、優先順位が低いと判断されているせいか、2025年、令和7年現在、駐車場等整備計画の策定はその時期も含め、いまだ手つかずの状態ですが、今後の対応についてお考えをお答えください。

最後に、新体育館などの整備完了後、その役目を終える姫路市立総合スポーツ会館の取扱い及び将来的な跡地利

用について、お考えをお答えください。

第 10 項目、姫路市における騒音及び悪臭規制について。

騒音及び悪臭規制の取組は、騒音規制法及び悪臭防止法に基づき、姫路市では関連条例として姫路市公害防止条例を定めています。

そのような中、工場、その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭に対する悪臭防止法に基づく規制については、悪臭の原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質、アンモニアなどの 22 種類の特定悪臭物質の濃度による物質濃度規制と、人の嗅覚を用いた臭気指数規制の 2 つの規制方式があり、自治体はいずれかの方式を選択することとされています。

そして、姫路市においては、長年にわたって物質濃度規制を行ってきていますが、近年、ラーメン店をはじめとした飲食店の臭い、複合臭など悪臭苦情が多様化しており、物質濃度規制では対応することが困難な事例が増えてきたことで、全国の自治体の中では既に未規制物質や複合臭に対応でき、より実態に即した臭気指数規制へ変更する動きがあります。

そこで、姫路市においてもより実態に即した臭気指数規制への変更が必要ですが、今後の姫路市の対応についてお考えをお答えください。

あわせて、騒音及び臭気規制については、特に住居系の地域においてより厳しい基準で規制し、住民が安全に安心して当たり前の生活ができるよう、姫路市は住民の立場に立って違反者へより厳しく改善を求める必要があるはずですが、お考えをお答えください。

第 11 項目、姫路獨協大学について。

姫路獨協大学は、大学誘致を目指す姫路市が設立資金 50 億円と土地を出資して、獨協学園との国内初となる公私協力方式で、1987 年、昭和 62 年開学し、既に多くの卒業生が市内外のあらゆる分野で活躍されています。

一方、大学の入学者数は 1996 年度、平成 8 年度、定員 900 人に対し 1,215 人をピークに減少傾向となり、2004 年度、平成 16 年度に初めて定員を割り込みました。

学生数の減少は収入減に直結し、2005 年度、平成 17 年度に単年度収支が初めて赤字に転落し、その後も毎年赤字が続き、最大で約 120 億円あった積立金などの貯金は底をつくなど、厳しい経営が続いています。

そのような中、獨協学園の学園資料によりますと、令和 3 年度、獨協学園から姫路市へ出された公立大学化に関す

る要望に対し、姫路市が設置した姫路獨協大学在り方審議会からは、公立大学法人化は難しいとの答申が出されました。

そして、令和 4 年度、姫路市から獨協学園へその旨回答したことで、その後、他法人への譲渡も検討するも実現に至らず、現在は獨協学園独自の経営改革が進められているようですが、これまで姫路獨協大学に対し、姫路市としてどのように関わり、今後どのように関わっていくお考えか、お答えください。

第 12 項目、獨協学園姫路医療系高等教育・研究機構について。

姫路市を中心とする、また、西播磨地域が抱える少子高齢化による患者数の増加や医師、看護師不足といった課題に対し、獨協学園が新県立病院と密に連携して医療教育や臨床研究を行う医療系高等教育・研究機構を設立し、医療レベルの向上や人材育成などに貢献することを目的に、2017 年、平成 29 年、姫路市と兵庫県、学校法人獨協学園の 3 者で整備に関する協定を締結しました。

その後、2022 年、令和 4 年 5 月、新県立病院、兵庫県立はりま姫路総合医療センターの開院に伴い、獨協学園姫路医療系高等教育・研究機構は同年 4 月に同病院の教育研修棟に開設されました。

一方、去る令和 7 年 1 月 15 日付で学校法人獨協学園理事長より、獨協学園姫路医療系高等教育・研究機構の閉鎖について、清元市長へ文書で通知された内容が、令和 7 年 1 月 20 日、各議員へ情報提供されましたが、僅か 3 年間の運営で閉鎖に至ったことに、正直驚きとともに、姫路市の見通しの甘さに対し不信感さえ覚えています。

獨協学園姫路医療系高等教育・研究機構の関連事項は、これまで清元市長の所信表明において、令和 2 年度より令和 5 年度まで 4 か年にわたり続けて重点政策として取り上げられてきました。

一方、設置より 1 年が経過した令和 5 年度に、姫路市から当時の医監、所管理事を含め 10 名が出席し開催された獨協学園姫路医療系高等教育・研究機構令和 4 年度報告会及び令和 4 年度獨協学園医療系高等教育・研究機構外部評価者評価結果では、既に低調な活動について低い評価が指摘され、その情報が議会へ提供がないまま、令和 6 年度の所信表明から姿が消えていたことを考えると、閉鎖に関わる情報は市としてもっと早い時期に知り得たはずですが、どの時期に知り得、その段階では獨協学園に対しどのよう

な対応を取ったのか。あわせて、これまで投じた公費の支出額とその内訳及び閉鎖に伴う今後の対策についてお答えください。

最後に、令和2年11月、当時の副市長が獨協学園理事會へ出席及び面会をし、同年12月には清元市長自ら獨協医科大学病院を視察した目的についてお答えください。

第13項目、姫路市長等政治倫理条例について。

姫路市では、2012年、平成24年、姫路市議會議員政治倫理条例制定の1年後となる2013年、平成25年、市長及び副市長の政治倫理の確立を期し、もって市政に対する市民の信頼を確保するため、姫路市長等政治倫理条例を制定しています。

そして、第2条第1項には、市長等の責務について、市長等は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責任を有することを自覚するとともに、市民の信頼に値する倫理性を保持することに努めなければならないと規定し、第3条では政治倫理基準として、第4項にて、市民全体の代表者として、その品位や名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことと規定しています。

そのような中、特に市長は市政の執行権者であり、予算編成権、規則制定権、人事権、任免権といった大きな権限を持っていますが、市長は日頃よりどのようなことに気をつけて市政運営に携わっておられるのか、お考えをお答えください。

第14項目、姫路市職員の市内在住率アップ対策について。

憲法22条第1項において、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由及び職業選択の自由を有すると規定され、居住、移転については自分がどこに住むのか、どこに行くのかについて、自分の意思で決めることができるとされています。

そのような中、長らく53万人都市とうたわれた姫路市の人口は、昨年6月に52万人を割り込み、現状のままで52万人を回復することが困難な状況ではありますが、この人口減少に対し指をくわえて見ているわけにはいかず、姫路市では広く市外、県外の住民の皆さんを対象に、姫路市への移住定住促進に取り組んでいます。

一方、憲法に配慮しながら、既に市職員の市内在住率アップ対策として、例えば、借家の場合、期間を限定して住居手当の上乗せなどを実施している自治体がありますが、

姫路市でも、まずは随より始めよのことわざどおり、市職員の市内在住率アップ対策として何らかのインセンティブ制度の導入が検討できませんか。お考えをお答えください。

第15項目、国有林（四郷町見野）の借地について。

国有林（四郷町見野）の借地については、これまで令和5年第1回定例会にて、国有林に対する不正行為と姫路市の対応に続き、令和5年第4回定例会にて国有林（四郷町見野）における見野古墳群保存会による不正行為に対する姫路市及び姫路市教育委員会の対応について質問に立ち、姫路市及び姫路市教育委員会の不可解な対応をただしてきました。

この間、この問題は、国の管理下にある四郷町見野の国有林において、長年にわたって市議會議員が代表を務める見野古墳群保存会が主体となり、国に許可を得ることなく、延べ1万平米を超える国有林を無断伐採、無断使用してきた不正行為について、姫路市及び姫路市教育委員会が深く関わってきたというものです。

そして、私が行政文書の開示請求によって入手した資料によりますと、その発端は、平成20年6月に約700平米の国有林を無断伐採、無断使用していたことが、国の下部機関である兵庫森林管理署職員の巡回で発覚したことから始まり、その際、不正行為の主体である見野古墳群保存会の代表ではなく、姫路市埋蔵文化財センター館長及び姫路市立見野総合センター所長が、国の下部機関である兵庫森林管理署への釈明に追われていたことが判明しました。

その後、協議の結果、平成21年3月、市議會議員が代表を務める見野古墳群保存会が申請者となり、国有林の無断伐採、無断使用していた約700平米の国有地を国から借り受けることとなり、その申請書には担当者として姫路市埋蔵文化財センター館長名が使用されていますが、あくまで任意の団体の申請行為に行政機関の名称、氏名及び肩書きなどの仕様は一般的にありますか。

また、問題はありますか。お考えをお答えください。

また、国へ提出した申請書には、見野古墳群保存会の代表者名でのてんまつ書と併せて、姫路市教育委員会教育長名で進達文書が存在していることを姫路市教育委員会は認めており、その対応については任意の団体が行う行為に対し、後援や協賛以外での例はあまりないと考えていると異例の対応であったことを認めています。そのような異例の対応をせざるを得なかった理由についてお答えくだ

さい。

あわせて、進達文書の中には、「国有林を無断伐採、無断使用した不正行為を受け、今後、教育委員会といたしましては、保存会の活動を積極的に支援するとともに、二度とこのようなことがないようにする所存であります。また、借受地の保存につきましては、保存会とともに万全を期して当たる所存であります。」とされていますが、市議会議員が代表を務める見野古墳群保存会の不正行為は、その後も10年あまりの間、本来国有林を伐採使用する場合、適正に許可を得る必要があることを理解していながら許可を受けることなく、国有林の無断伐採、無断使用が続き、平成30年7月に国の下部機関である兵庫森林管理署職員の巡回で、2度目の国有林の無断伐採、無断使用が発覚することになったわけですが、進達文書の内容はなぜ遵守されなかったのか。また、なぜ不正行為を見逃すばかりか、形はどうあれ支援してきたのか。その背景に何があったのか、お答えください。

さらに驚くべきことは、市議会議員が代表を務める見野古墳群保存会の不正行為は、平成30年7月、2度目の国有林の無断伐採、無断使用が発覚した後も、さらに国有林の伐採を民間業者に委託し、平成31年2月まで継続していたという明らかに悪質な行為を、再び姫路市及び姫路市教育委員会は見過ごすばかりか、形はどうあれ支援してきたことは許しがたい事実ですが、なぜ不正行為を止められなかったのか。その背景に何があったのか、お答えください。

結果として、当初約700平米であった国有林の無断伐採、無断使用部分は現在1万平米を超えるまで広がったばかりか、姫路市内部では、所管も姫路市教育委員会から市民局に移り、これまで市議会議員が代表を務める見野古墳群保存会が行ってきた全ての不正行為は正当化され、姫路市が尻拭いをするかのように、令和2年5月以降、国有地を姫路市が借地する異常事態となっていますが、なぜ市民の大切な税金を使って借地する必要があるのか。やり得を許す悪しき前例になっているとも言える状況について、どのように理解されていますか。お考えをお答えください。

第16項目、八丈岩山斜面崩落に伴う擁壁工事について。

姫路市辻井八丁目地内における八丈岩山斜面崩落に伴う擁壁工事について、その実施に至った経緯、工事内容及び現状における課題、債務者の数、回収できない金額、今後の対応及び不納欠損処分の可能性などについて、詳細に

お答えください。

第17項目、辻井・田寺地内の浸水対策について。

これまで辻井・田寺地内の浸水対策として進められている事業は、現在、兵庫県による水尾川捷水路事業及び姫路市による雨水幹線事業で、当初の兵庫県の計画であった中播磨地域社会基盤整備プログラムでは平成26年度から平成35年度までを期間とし、水尾川上流工区バイパス水路が記載され、平成30年度までの前期に着手予定となっていました。

一方、この兵庫県の水尾川上流工区バイパス水路事業は未着手のまま、平成31年3月に姫路市との協議などないまま、いきなり中播磨地域社会基盤整備プログラムの改定により、前期着手から事業調整箇所となり、事実上の格下げ、事業の凍結を一方的に決定されました。

その後、長年にわたって兵庫県の無責任な対応に翻弄されてきましたが、ついに、姫路市議会平成30年第4回定例会本会議にて私がこの問題をたどした際、「これ以上地域の皆様にご不安にさらすわけにはまいりませんので、すぐに市独自の対応を進めてまいろうと考えてございます。」との決意を示した前向きな局長答弁があり、その後、続けて、令和元年度、姫路市が兵庫県に頼ることなく市独自の事業として、辻井・田寺地内の浸水対策事業に対する方針が示され、令和2年度に着手し、6年後の令和7年度に工事完了の目標を持って事業が進み出しました。

その後、令和2年度、再度、兵庫県が事業化へ向け動き出したことで、姫路市の独自の事業は消滅してしまいましたが、息を吹き返した兵庫県の水尾川捷水路事業は令和3年度に事業化が決定し、再び令和4年度から令和9年度までの事業期間で、総事業費約82億円の整備事業が進む予定となりました。

一方、令和6年4月、新たに公表された向こう10年間の中播磨地域ひょうごインフラ整備プログラムでは、水尾川捷水路事業の整備計画完了予定時期は令和9年度だったものが、再び姫路市との何ら協議もないまま、一方的に令和9年度から令和15年度までの期間に先送りされたことは事実であり、一度ならず二度、三度までも、地元、辻井・田寺地内の住民の皆さんとの約束を反故したことや、明らかに姫路市は兵庫県に軽く見られていることに怒りさえ覚えています。

このような中、姫路市は再び兵庫県に翻弄されながらも、それを甘んじて受けるのみで、辻井・田寺地内の住民の皆

さんには、姫路市の雨水幹線事業が一向に進まない理由として、兵庫県計画変更を言い訳に使うつもりですか。お考えをお答えください。

あわせて、姫路市の令和7年度予算には、安全安心なまちづくりの推進として、雨水幹線事業を含めた浸水対策に10億4,050万円が計上されていますが、そのうち辻井・田寺地内の浸水対策に関連した予算額及び今後の兵庫県への対応について、お考えをお答えください。

結果として、令和7年度兵庫県による水尾川捷水路事業及び姫路市による雨水幹線事業は1ミリも前に進んでいません。

第18項目、旧姫路市中央卸売市場跡地の取得と（仮称）姫路市立高等学校整備及び姫路市立高等学校（姫路・琴丘・飾磨）の跡地利用について。

高度情報化社会の進展、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化を見据えて、活力と特色のある市立高等学校づくりを推進するため、姫路市立高等学校在り方審議会が設置されました。そして、姫路市立高等学校在り方審議会は、2021年、令和3年7月30日第1回目を皮切りに延べ5回開催され、2022年、令和4年2月、これからの姫路市立高等学校の在り方について答申が出されたその内容は、市立高等学校3校を1校に統合し、教育資源を集中させ再整備を図るというもので、県立高等学校にはない、1学年10学級程度の規模の大きな姫路市立高等学校を目指すことが提言されました。

その後、2022年、令和4年9月には、清元市長が本会議答弁の中で、統合校の新設と併せて、再整備先に旧姫路市中央卸売市場跡地を活用する旨の答弁をし、令和4年度中に正式な方針を決定するとされましたが、その後、令和4年度中の方針決定は先送りされ、令和5年の統一地方選挙直後の令和5年第2回定例会において、旧姫路市中央卸売市場跡地約5.8ヘクタールを学校用地とする方針が正式に示されました。

そして、令和6年度より、旧姫路市中央卸売市場跡地約5.8ヘクタールのうち約6割の民有地3.68ヘクタールを、取得予定費約45億円をかけて任意買収による取得交渉がスタートし、旧姫路市中央卸売市場建屋の解体が完了する令和7年9月を目途に用地買収の完了を目指していますが、目標期限が約半年後に迫る令和7年3月現在、任意買収による用地取得の進捗状況について詳細にお答えください。

あわせて、仮に令和7年9月までに用地買収交渉が難航

し完了しなかった場合、令和4年第4回定例会本会議において、契約上、旧市場建屋の解体が完了し、更地となり、土地の返還が可能となった時点で契約解除となる旨の局長答弁を得ていますが、市場建屋解体後は地権者との借地料については発生しないと理解していいですか。

また、その旨、全て地権者は了解済みですか。お答えください。

一方、清元市長は、2023年、令和5年の当地方選挙直後、報道陣へ2期目の抱負を語った際、新市立高等学校について、2030年、令和12年頃までに新校舎を手柄地域へ建設すると初めて時期について言及していますが、令和7年度に（仮称）姫路市立高等学校整備基本計画を策定し、仮に予定どおり令和7年9月までに用地買収交渉が完了したとして、清元市長が統一地方選挙後に言及したスケジュールは可能ですか。現時点での校舎整備のスケジュールについてお答えください。

また、（仮称）姫路市立高等学校設置に当たり、旧姫路市中央卸売市場跡地約5.8ヘクタール全ての広大な土地を学校用地として活用しなければ、（仮称）姫路市立高等学校の運営が成立しない根拠を詳細にお答えください。

あわせて、仮に令和7年9月までに用地買収交渉が難航し完了しなかった場合、引き続き、任意買収による交渉を続けることになりますが、その期限は定めていますか。

また、今後、仮に土地の強制収用を行う場合、土地収用法の規定に基づく兵庫県の事業認定を受けた上で、兵庫県の収用委員会に対して土地などの収用するための裁決を申請することになりますが、学校は土地収用法における土地を収用し、または使用することができる対象事業ではあるものの、そもそも兵庫県による事業認定のめどは立っていますか。対象事業であることだけをもって、事業認定が可能だと甘い判断をしていませんか。お考えをお答えください。

最後に、令和5年3月30日、神戸新聞社主催で統一地方選挙の直前に開催された市長選ミーティングでは、市立3校の跡地について、清元市長は、飾磨高校は地域の公園、姫路高校はパルナソスホールの音楽ホール、琴丘高校はスポーツグラウンドなどと具体的な活用方法の例示をしています。姫路・琴丘・飾磨高校の跡地利用について検討状況を詳細にお答えください。仮に検討が進んでいないとしたら、その理由をお答えください。

最後の項目になります。

19 項目、公教育の責任について（不登校・いじめ・学力保障等）。

姫路市教育委員会では、令和 7 年度拡充事業として、不登校支援体制を強化するため、不登校児童生徒支援員を増員配置するようですが、事業の概要及び不登校児童生徒支援員の資格要件及び活動内容についてお答えください。

あわせて、新規事業として、学習支援や教育相談、体験活動などを行っているフリースクールなどの民間施設を利用する不登校児童生徒の家庭の経済的負担を軽減するため、利用費用の 2 分の 1、月額上限 1 万円を助成するようですが、事業の概要、助成する基準及び根拠など、学習塾の利用費用との考え方の整理も含め、詳細にお答えください。

また、姫路市教育委員会は、不登校対策の一環として学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校について、既に取り組まれている複数の先進自治体を視察され、設置へ向け検討に入っているようですが、学びの多様化学校とはどのような取組で、現在の検討状況及び設置時期等について詳細にお答えください。

一方、令和 7 年度新規事業では、いじめ対策として、いじめの早期発見、解決を図るため、児童生徒及び保護者などからの相談や外部からの情報で把握したいじめ事案に迅速に対応するいじめ相談窓口を設置するようですが、事業の概要及びいじめ相談窓口が必要となっている背景などについて、詳細にお答えください。

最後に、教員の働き方改革が叫ばれる中、姫路市の小中学校において授業が十分に理解できない児童生徒などへの対応や、いわゆる学級崩壊などによる授業が成立していない学級の児童生徒などへの対応及び不登校児童生徒などに対する学力保障について、公の責任としてどのように捉え、対策を取られていますか。今後、検討されている新たな対策などがあれば、併せて詳細にお答えください。

以上を、私の第 1 問といたします。

○宮下和也議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

牧野議員のご質問中、国際会議観光都市・MICE 都市についてお答えいたします。

まず、MICE とは何かについてではありますが、MICE は、Meeting の M、Incentive Travel の I、Convention の C、Exhibit

ion または Event の E、この 4 つの頭文字を使った造語であり、いわゆる多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称であります。

また、国際会議観光都市の概要と認定要件につきましては、国際会議観光都市は自治体からの申請に基づき国が認定するもので、認定された都市に対しては日本政府観光局、いわゆる J N T O が国際会議の誘致及び開催支援などを体系的に行うこととされております。

そして、認定要件は、国際会議場施設、宿泊施設、国際会議の誘致体制等が整備されていることに加え、観光資源が存在することとされており、本市は平成 17 年に認定を受けております。

次に、グローバル M I C E 都市の概要と選定要件につきましては、日本の M I C E 誘致競争を牽引することができる実力ある都市を育成するため、国が国際会議観光都市の中から選定・支援するもので、平成 25 年に東京都など 7 都市がグローバル M I C E 戦略・強化都市に、平成 27 年に札幌市など 5 都市がグローバル M I C E 強化都市に選定されており、現在はこれら政令指定都市を中心とした 12 都市が統一的にグローバル M I C E 都市と呼称されております。

なお、選定要件については公表されておらず、また、平成 28 年以降、追加の選定はされておられません。

次に、アクリエひめじにおいて開催された国際会議における姫路市の負担額、経済波及効果を含めた実績及び令和 7 年度以降に予定されている国際会議の概要であります。令和 7 年 1 月末の時点で本市が誘致に関わった国際会議は、第 72 回 WHO 西太平洋地域委員会、防災グローバルフォーラム 2024 及び I P M 2025 の 3 件であり、会議開催の機運醸成、会場内での本市の P R、レセプションの運営、本市の参加者へのおもてなしなどに要する経費として、WHO の委員会では約 1,000 万円、防災グローバルフォーラムでは約 1,800 万円、I P M では約 1,200 万円を支出しております。

このほか、第 26 回小型エンジン技術国際会議、2024 年国際固体素子・材料コンファレンスなど 13 件の国際会議の開催実績があり、先述の 3 件と合わせると計 16 件の開催実績がございます。

また、令和 3 年 9 月の開設から現在に至るアクリエひめじでの国際会議に限った経済波及効果は算出しておりませんが、本市におけるコンベンション開催による経済波及効果といたしましては、令和 3 年度は約 8 億 5,000 万円、令和 4 年度は約 29 億円、令和 5 年度は約 31 億円と推計しており、

経済波及効果以外にもMICE誘致の成果がビジネス機会・イノベーションの創出や、都市ブランド・競争力の向上につながるよう取り組んでいるところでございます。

今後の予定であります、令和7年度の第10回日韓機素潤滑設計生産国際会議、第13回日独血管外科学会、令和8年度の第20回世界歴史都市会議など、小規模なものから1,000名以上の参加者が予定されているものもあり、現在、10件以上の国際会議の開催が予定されております。

そのうち、本市が誘致に成功した世界歴史都市会議は国内外から200名以上が参加予定で、令和7年度予算には、本会議の前年に開催される理事会開催に関わるレセプション等の経費として950万円を計上しております。

次に、MICE誘致における本市の強みと弱みでございますが、約2,000席の大ホールや約4,000平方メートルの展示場、10室の会議室等を有する複合施設であるアクリエひめじの開館により、これまで対応することができなかった種類や規模のMICEに対応することが可能となっております。

また、世界遺産・姫路城をはじめ、歴史的、景観的価値のある文化財を市内に多数有しており、本市の魅力を感じただけのユニークベニューやエクスカーシオン先が充実しております。

ほかにも、国内主要都市から本市までの交通アクセスの良さ、JR姫路駅からコンベンション会場までの移動距離の短さ、また、天候に左右されず会場までアクセスできること、宿泊施設や飲食店等が中心市街地に多く所在していることなどMICE誘致を行う上で様々な強みがあり、国際会議の開催都市としての基本的機能をハイレベルで備えております。

さらに、これらに加え、公益社団法人姫路観光コンベンションビューローによるMICEの開催補助金をはじめとした多彩な開催支援メニューを揃え、積極的に、MICE誘致に取り組んでいるところでございます。

一方、MICE誘致における弱み、つまり課題といたしましては、宿泊施設に関して市内臨海部の製造業を中心としたビジネス需要が多く客室稼働率が高いため、大規模なMICE需要に十分応えづらい状況にあるほか、ハイクラスの宿泊施設のさらなる充実が求められていることが挙げられます。

最後に、各都市がMICE誘致に力を入れる中、都市間競争に打ち勝つ戦略と勝算につきましては、姫路観光コン

ベンションビューローやアクリエひめじの指定管理者、市内のステークホルダーと連携し、本市の強みを国内外に発信するなど戦略的にMICE誘致を展開するとともに、MICEの開催実績や経験を1つ1つ積み上げ、民間事業者の投資を呼び込む好循環を生み出すことにより、宿泊施設の充実につなげてまいりたいと考えております。

あわせて、文化・芸術、国際交流といった分野で不断に本市の魅力を向上せしめ、都市間競争を勝ち抜き、世界から選ばれるまち・姫路を目指してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長（登壇）

私からは、14項目めの姫路市職員の市内在住率アップ対策についてにつきましてお答えいたします。

議員お示しの、市内に居住する職員に給与上のインセンティブを与えている自治体があることは承知をいたしております。

しかしながら、それらの自治体では、職員の市内居住率が50%前後にとどまっており、主に災害発生時の対応に当たる職員の確保などを目的に、市内居住に対しインセンティブを与えているものと認識しております。

一方、本市においては、職員の市内居住率は約80%で、近隣の播磨圏域8市8町を含めると約95%となり、避難所担当など災害発生時の対応に当たる職員は、市内居住者を中心に、迅速に参集できる職員を選任することができております。

また、本市の移住・定住支援制度は、要件が合致すれば本市職員も利用することができる制度となっております。

これらのことから、現時点においては、本市職員を対象とした市内居住に対するインセンティブ制度を設ける予定はございません。

今後とも、職員のみならず、多くの方に「住んでみたい」、「住み戻りたい」、そして「住み続けたい」と思っていたけるようなまちの実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長（登壇）

私からは、1項目め、3項目め及び6項目めについてお答

えいたします。

まず、1項目めの議案第43号姫路城縦覧料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、今定例会に上程しております縦覧料改正の内容は、大人料金につきまして市民以外を2,500円に、好古園との共通券を2,600円に、年間縦覧券を新設し料金を5,000円とし、また、全ての18歳未満を無料としております。

この改定の根拠となる令和7年度以降、10年間における事業費の内訳につきましては、内曲輪内の建造物保存修理などに約160億円、中曲輪内の大手前公園地下駐車場の改修などに約60億円、好古園の改修などに約35億円、その他姫路城を中心としたおもてなしや観光施策に要する経費などに約25億円を要すると試算しております。

一方で、縦覧料収入につきましては、令和5年度決算額の約11億2,000万円と比較すると、7年度には約1億8,000万円、8年度以降は年間約10億円の増収となり、10年間で約210億円を見込んでおります。

なお、保存修理工事にかかる国庫補助金約16億円なども含めると約260億円の収入となり、20億円程度は一般財源からの充当になると考えております。

また、年間の来城者数につきましては、令和7年度を160万人程度と想定し、過去の値上げの例を参考に2割程度減少すると見込み、120万人程度と想定しております。

次に、姫路駅周辺の経済への影響につきましては、平成27年3月に竣工した姫路城大天守保存修理工事期間中に入城者が大きく減少した際、周辺の飲食、物販業をはじめ、広く観光産業に影響を与えたことは承知しております。

これら過去の経験を踏まえ、現在、姫路観光コンベンションビューローと連携し、プレミアムプランとして本市ならではの体験プログラム付き縦覧券の販売などを検討しております。

また、(仮称)観光交流センターのオープンに伴い、情報発信を強化することで、さらなる回遊性の向上が期待できることから、観光消費額の増加と滞在型観光の推進に取り組んでまいります。

次に、縦覧料の段階的な見直しでございますが、今後10年間の必要経費や収入見込額などを勘案し設定したものであり、10年間での整備費等を担保する必要があることから、段階的な値上げは行わなかったところでございます。

次に、想定以上の入城者数減少に伴う縦覧料の見直しの可能性につきましては、建造物や石垣の想定以上の劣化な

ど、不測の事態により来城者の安全確保の必要が生じた場合や社会情勢の大きな変化によって想定を超える支出が見込まれる時は、改めて縦覧料の見直しを検討してまいります。

続きまして、3項目めの姫路市の国際交流戦略についてでございますが、海外姉妹城であるコンウィ城及びヴァヴェル城について姫路市民が得る効果につきましては、両城はいずれも世界文化遺産に登録されており、そのような城を有する地域は経済や文化が発展しており、提携することによって、観光、教育、経済、文化といった様々な交流を図ることを主な目的としております。

姉妹城提携の効果としましては、まず、コンウィ城については、これまで文化、スポーツ、観光、経済などの分野における交流を数多く行ってきており、これらは姫路城及び本市の知名度アップ、海外からの訪問者の増加につながるものと考えております。

また、現在この地域にあります国立博物館と姫路市立美術館との提携協定の協議を行っており、提携が実現すれば、より豊かで充実した展覧会等の実施にもつながると期待しております。

次に、ヴァヴェル城については、城のあるクラクフ市に避難しているウクライナ避難民の子どもたちを本市に招いて、本市の子どもたちとの交流の機会を提供しただけでなく、次世代につながる新しい関係をもたらすものとなりました。

来年度は、戦後80年の節目に当たり、本市の子どもたちがポーランドを訪問し、平和の意義や日本とポーランド・ウクライナのこれまでの善意と友好の歴史を実際に肌で感じていただく事業を実施したいと考えております。

また、クラクフ市にあります日本美術・技術博物館、通称マンガ館と姫路市立美術館との連携協定も締結し、今後、所蔵美術品の相互貸借や調査研究、学芸員交流等について協議してまいります。

両城提携による経済波及効果については現時点では分かりませんが、一昨年に駐日英国大使やウェールズ政府関係者が本市企業の取組を視察され、昨年は本市の商工会議所訪問団がウェールズ政府を訪問した際に現地企業と意見交換を行いました。

その後、企業間の連携についての具体的な問合せも来ており、今後、民間企業同士の交流がますます深まるものと期待しております。

次に、令和7年度にシェーンブルン宮殿との姉妹提携に予算措置された内容につきましては、本年、オーストリアからの訪問団を本市に受入れする予定をしており、姉妹提携を行う経費といたしまして、締結式に関する経費が135万円、レセプション及び運営に関する経費が297万8,000円で、合計432万8,000円でございます。

最後に、姫路市の国際交流戦略につきましては、令和4年3月に策定した国際化推進プランにおいて、基本目標として海外姉妹都市等との交流の推進を掲げ、幅広い分野で国際交流の推進を図ることとしております。

近年、少子高齢化や人口減少により国内市場が縮小していく中で、本市が持続可能な発展を遂げていくためには、本市の認知度や価値を向上させ、地域の活力を維持・拡大していくことが求められております。

そのために、海外姉妹都市や姉妹城との連携を機に、あらゆる分野で交流の実績を積み重ね、本市の活力を創出し、外国人材の活用・定着を視野に、地域の支え手としての国際人材の育成などに戦略的に取り組み、世界から選ばれるまちとなることを目指した国際戦略の策定を検討してまいります。

最後に、6項目めの外国人観光客問題及び在住外国人の生活問題についてでございますが、まず、外国人観光客問題につきましては、外国人観光客の多い姫路城周辺や大手前通り沿いでは、ボランティアの皆様による清掃活動等のご協力もあり、他都市で発生しているような外国人観光客によるマナー問題などのトラブル等は、本市及び姫路観光コンベンションビューロー等に寄せられておりません。

しかしながら、急速に増加する外国人観光客による問題は、本市においても今後課題となり得ることが懸念されます。

一方、観光客の受入れには住民の皆様のご理解が不可欠であるため、多言語対応のホームページや観光案内所等におきまして、外国人観光客への分かりやすい案内やマナー啓発などを行い、外国人観光客の増加が住民生活の負担とならないよう、外国人観光客も快適な観光ができるよう、住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいります。

次に、在住外国人の生活問題につきましては、在住外国人のための生活相談窓口である外国人相談センターでは、言葉の壁により友人関係を築きにくい、就労が困難であるなどの相談があるほか、過去に実施した市民アンケートで

は、ごみの出し方や夜遅くまで騒ぐこと等のトラブルに関する意見が多く、外国籍住民の方が地域社会になじみにくい主な要因として、言葉や生活習慣の違いがあるものと考えております。

このため、在住外国人が受け入れられる環境整備として、本市では、多言語によるホームページ、生活情報誌「V I V A！ひめじ」や、生活ガイドブック「ハンズオンヒメジ」の発行などによる情報発信、多言語での生活相談を行う外国人相談センターの運営のほか、姫路市文化国際交流財団と連携して、日本での生活習慣や必要な会話を学ぶ機会を提供する日本語教室の開催などを通じて、在住外国人の皆さんが地域になじんで生活するための様々な支援を行っております。

本市の在住外国人の傾向でございますが、登録者数が最も多いのがベトナム国籍の方で、全体の約3分の1を占めています。

また、日本語教室の参加者数のうちベトナム国籍の方は約4分の1、外国人相談センターにおける令和5年度相談件数も国籍別ではベトナムが最も多く、全体の約6割を占めております。

このため、ベトナム系住民に特化した支援として、ベトナム語放送による生活情報に関するラジオ番組を放送しているほか、ベトナム系住民が多い3つの地域に毎週1回相談員が出向く出張生活相談を実施しております。

さらに、地域の住民に対しても、多文化共生に関する出前講座や国際交流フェスティバル、国際理解講演会などのイベントを通じて、多文化の紹介やお互いに対する理解を高める機会を提供しております。

今後も、在住外国人が地域になじんで安定した生活を送ることができるよう、情報発信の強化に努めるとともに、庁内関係部局と連携しながら様々な支援を行うことで、地域住民と在住外国人の双方が暮らしやすいまちとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

山本総務局長。

○山本 聡総務局長（登壇）

私からは、2項目め、4項目め及び13項目めについて、お答えいたします。

まず2項目め、副市長3人体制についてでございますが、中核市62市のうち、現在、副市長3人体制を取っているの

は、本市及び旭川市の2市でございます。

副市長3人体制につきましては、行政需要が複雑・多様化するとともに、迅速かつ高度な判断や調整が求められる行政課題が増加していることから、これらの課題に即応性を確保しつつ、きめ細やかに対応するためにも引き続き必要であると考えております。

山田副市長の実績と来年度に向けての役割につきましては、山田副市長はこれまでの行政経験や見識を生かし、観光経済や高等教育、危機管理、消防、デジタル行政に加え、子ども支援等の幅広い分野を所掌し、各所掌の課題整理と今後の進め方を含め、総合的に政策形成・推進を行っております。

具体的実績といたしましては、姫路城縦覧料改定に係る庁内外の総合調整、未来を拓く「ひとづくり改革」の取りまとめ、新たな子育て支援政策や女性消防吏員の活躍推進の企画・立案等がございます。

本市では、来年度以降も様々な分野で相乗効果を生み出す積極的な事業展開を予定しております。山田副市長には、元外交官としての知見を生かした人口減少社会において必要となる本市の国際戦略の取りまとめなど、所掌事項の政策推進をスピード感をもって進めていただけるものと考えております。

次に4項目め、姫路市外国旅費支給基準についてでございますが、市長等の海外出張時には、同基準に基づき旅費を支給しております。

その中で、市長等の航空運賃は最上級の直近下位の級の運賃としており、ビジネスクラスが最上級の直近下位の級に当たる場合はその運賃を支給しております。

市長等が海外出張する際は、国内出張に比べ移動時間も長くなることから、市長等の果たすべき職責や体調面等を考慮し、基本的にビジネスクラスを利用することとしており、その航空運賃は公務の円滑な遂行に要する経費であることから、旅費として公費で負担すべきものと考えております。

今後も、航空運賃はじめ旅費の支給につきましては、適時適切に判断してまいります。

次に13項目め、姫路市長等政治倫理条例についてでございますが、本条例では、政治倫理基準として、議員お示しの、職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことのほか、処分、契約等に当たっての特定の者への有利・不利な取扱いの禁止、政治的・道義的批判を受

ける恐れのある寄附の受入れの禁止、地位を利用した金品授受の禁止、職員の職務執行への不当な介入の禁止を定めており、市長はこれらの政治倫理基準を遵守し、日々市政運営に当たっております。

以上でございます。

○宮下和也議長

福田政策局長。

○福田宏二郎政策局長（登壇）

私からは、5項目め及び11項目めについてお答えいたします。

まず、5項目めの姫路市グローバル人材育成事業についてでございますが、本事業は、市内の日本人高校生と外国人留学生を中心に、大学や企業とも連携しながら様々な学びの機会を提供し、これからの地域社会の持続的な発展を支える国際的な人材を育てることを目的としており、グローバルな視点で物事を捉える力、コミュニケーション能力、多文化共生意識などを高めるとともに、ふるさと姫路への愛着心を育むことで、地域を支える若者の就業・定住を促進するものであります。

本市にとって最大の課題である人口減少は、地域経済の規模縮小や地域コミュニティの活力低下など深刻な影響をもたらすもので、これらに対応するためには、新たな活気をもたらす「ひと」を地域で育成することが必要であります。

産学官が連携して人材育成に取り組む本事業には、地元大学・高校はもとより、地域の経済団体・企業等からもご賛同を得ており、まさに本市が重点的に取り組まなければならない事業であると考えております。

令和6年度の活動実績についてでございますが、これまでに7つの国際交流イベントと3つの講座を実施しており、延べ10校、約200名の生徒の参加がございました。

具体的には、市内高校生と外国人留学生が国際交流について語り合う姫路グローバル高校生キックオフ会を皮切りに、インドネシア留学生との座談会、ポーランド食文化体験教室など、グローバルな視野やコミュニケーション能力を育むイベントを開催いたしました。

また、留学生の方々が、姫路への理解を深めていく中で、姫路をふるさと思っていただくことが本市への定住につながると考えていることから、里山サポートボランティア体験や地元特産物の収穫体験など、本市への愛着や誇りを育む取組を行っております。

さらに、留学生を含む高校生が姫路の企業への理解を深めながらその魅力を知っていただけるよう、地元企業2社を訪れ、その企業で働く外国人社員と意見交換などを行う企業一日訪問も実施しております。

加えて、今年度中に姫路グローバル高校生サミットを開催するほか、海外の学校とオンラインで結び探究学習を進めるオンライン探究講座なども定期的に開講しております。

昨年10月には、教育機関、経済団体、企業、国際交流支援団体、行政機関が参画する、官民協働のひめじグローバル人材育成コンソーシアムを立ち上げ、現時点で21の団体に参画いただいております、事業の対象も大学生などに拡充していくことも視野に入れつつ、地域の多様な主体と連携しながら、本事業を推進してまいります。

次に、令和7年度の事業についてですが、この事業は国の地方創生交付金を活用しており、令和7年度の予算額は4,200万円であり、令和6年度の関連事業を含めた予算額と比べると、約1,700万円の増額となっております。

昨年度からは主に3点を拡充しており、1点目は、コンソーシアムの活動の拡充と国際交流事業の充実。2点目は、本市における企業の外国人材確保につながるよう企業向けのセミナーや外国人留学生向けの合同企業説明会の開催、3点目は、姫路市の海外姉妹・友好都市、姉妹城、観光交流をはじめとするネットワークの活用による、留学生受入れに向けた海外都市との連携促進でございます。

また、関連事業である外国人留学生就学支援事業につきましては、令和7年度は基金の設置を予定する学校法人がないため予算措置を見送っております。

次に、11項目でございますが、これまでの本市の対応についてでございます。

同大学が公私協力方式により設立された経緯を踏まえ、本市副市長が学校法人獨協学園の理事に就任していることから、学園理事会の場においても適宜、市の意見を積極的に伝えるほか、定期的に意見交換を行っております。

また、令和5年度には同大学との包括連携協定に地域医療の向上を追加したことを機に、同大学において市長が地域医療に果たす地元大学の役割をテーマに講演を行うなど、より幅広い分野で同大学と連携しております。

さらに、令和6年10月には、様々な医療系の専門職人材を有する同大学内に支援を要する就学前の子どもの受皿としての役割を担うはぐくみ相談室ひめどくランチを

設置して、本市における発達支援体制の強化にもとにも取り組んでおります。

今後も、本市の教育研究環境の充実を図るため、引き続き情報交換を行い、適時適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

森スポーツ・道の駅担当理事。

○森 健スポーツ・道の駅担当理事（登壇）

私からは、8項目め及び9項目めについてお答えします。

まず8項目め、世界遺産姫路城マラソンについてでございますが、議員お示しのとおり、平成19年に開催された東京マラソンを皮切りにランナー人口が急増、マラソンブームの到来により全国各地で多くの大会が開催されましたが、コロナ禍を経て、マラソンを取り巻く環境やランナーのライフスタイルが変化してきたことなどにより、ブームも落ち着きを見せています。

このような中、第10回記念として開催した世界遺産姫路城マラソン2025において、世界的に有名な人気キャラクターのリラクマを大会アンバサダーとして起用したところ、募集定員に対して約2倍の申込みがあり、特に女性ランナーの申込みは前回大会よりも1,000人増となりました。

また、ランニングポータルサイト、ランネットにおける大会ランキングでは、3月3日現在で第3位となっております。

過去の大会においても常に10位以内にランクインしており、世界遺産姫路城マラソンは依然として人気の大会となっています。

議員ご提案のハーフマラソンの同時開催につきましては、同じコースで複数部門の参加者が交わることは大会運営面と安全面から難しいと考えますが、来年度以降につきましても、女性に優しいという視点を大切にしながら、大会参加者からのご意見やアンケートなどからニーズを把握し、持続可能な大会となるよう経費削減を図りつつ、姫路らしい、全ての人に愛され楽しめる大会となるよう努めてまいります。

続きまして9項目め、手柄山中央公園整備基本計画における陸上競技場の再整備と駐車場等整備計画及び姫路市立総合スポーツ会館についてでございます。

陸上競技場は、これまで耐震補強や屋上防水、観覧席の増設、設備の更新など、スタンド部分の改修や転落防止フェンスの補修、サッカー競技等に対応するための天然芝コ

ートの改修などを進めてまいりました。

また、公認陸上競技会を開催するために必要な精度を確保するため、公益財団法人日本陸上競技連盟により5年に1回実施される公認検定に合わせ、平成以降、7回にわたり競技エリアの改修工事を実施してきたところでございます。

しかしながら、全面的な改修には至っておらず、バリアフリーや設備の面で様々な課題があるため、大規模な再整備が必要であると認識しております。

今後の対応につきましては、現在建設中のひめじスーパーアリーナの完成や中央体育館の大規模改修など、直近に実施すべき施設整備があるため、それらの完了後、公認検定の時期と調整を図りながら再整備について検討をしてまいりたいと考えております。

また、借地の解消につきましては、引き続き粘り強く地権者と交渉を続けてまいります。

次に、駐車場等整備計画に関する取組状況でございます。

手柄山中央公園整備基本計画において、手柄山J R新駅の整備や公園施設の再配置に伴い、公園の利用者数、アクセス方法、動線が大きく変化することが予想されるため、変わりつつある公園環境に対応した駐車場等整備計画の策定を検討する必要があるとしておりますが、手柄山中央公園の第1期整備において、山陽電鉄手柄駅や手柄山J R新駅からの公共交通利用者の動線を意識した公園各施設への園路や連絡デッキ等の整備を行っているところでございます。

令和8年10月のひめじスーパーアリーナの供用開始に向け、まずは、鉄道などの公共交通の利用を促し、自動車交通による来園から公共交通による来園への転換に努めてまいりたいと考えております。

次に、総合スポーツ会館の在り方についてでございますが、同会館は昭和56年度に建設され、各種競技大会や練習、スポーツ教室の開催場所として利用されてきましたが、施設全体の老朽化が進んでいることから、現時点では総合スポーツ会館を廃止し、ひめじスーパーアリーナと中央体育館の2館体制での運用を検討しております。

今後、全庁的な意見や本市の各種競技団体から広く意見を伺いながら施設全体の利用に関する課題等を整理し、総合スポーツ会館廃止後の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長（登壇）

私からは、10項目めについてお答えいたします。

まず、騒音の規制についてでございますが、事業活動に伴って発生する騒音の規制につきましては、金属加工機械など著しい騒音を発生する施設を設置する工場や事業場を規制の対象とし、騒音規制法のほか兵庫県環境の保全と創造に関する条例及び姫路市公害防止条例において、それぞれ施設等の対象規模や用途区域に応じた規制基準が定められており、事業者は規制基準を遵守する義務があります。苦情に際しては、苦情者から内容を十分聞き取り、事業者に対して騒音を低減するよう指導しております。

また、必要に応じて騒音測定を実施し、規制基準に適合していない場合は規制基準を満足するよう、騒音対策の実施を指導しております。

なお、継続的な行政指導に対して規制基準の超過が続く場合には、改善勧告、改善命令等の法令の手に従い適切に対処してまいります。

次に、悪臭に係る規制についてでございますが、臭いの感じ方は個人差が大きいため臭気の客観的な判断は難しく、苦情対応時には、悪臭防止法の特定悪臭物質の発生の有無にかかわらず、苦情者から内容を十分聞き取りし、事業者に対して臭いを低減させるよう指導を行っております。

近年では年間35件程度の苦情を受け付けており、その発生源は工場や畜産関係が多く占めておりますが、飲食業などに関係した苦情があることも承知しております。

規制の方式につきましては、悪臭防止法において、22種類の特定悪臭物質に基づく規制方式と平成8年度から導入された人の嗅覚を用いて臭いの程度を数値化する臭気指数による規制方式があり、本市では特定悪臭物質に基づく規制方式を採用しております。

臭気指数による規制方式は、臭いの種類を問わず対応が可能となる一方で、人が感じる全ての臭いが対象となることから、特定悪臭物質の発生が想定されない飲食業なども幅広く対象が増えるほか、現在の規制による対応と比較して事業者の負担が増すことも考えられます。

令和4年度末時点における自治体ごとの規制方式の採用状況は、悪臭防止法に基づく規制を行っている1,315市区町村のうち、臭気指数による規制方式を採用している自治体は468市区町村、約35%となっており、県内では神戸市

が採用しております。

今後どのような規制方式を用いるかにつきましては、特定悪臭物質による規制と臭気指数による規制のそれぞれの効果や課題を踏まえて、産業分布など地域ごとの特性のほか、臭気指数に関する他都市のデータを参考にしながら研究してまいります。

今後も、住民の快適な生活環境の保全のため、騒音や悪臭苦情発生時には、議員おっしゃるとおり、住民の立場に立ちながら、事業者への適切な指導に努めたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

峯野健康福祉局長。

○峯野仁志健康福祉局長（登壇）

私からは、12項目めについてお答えいたします。

獨協学園姫路医療系高等教育・研究機構についてでございます。

近年の急激な少子化の影響により、大学経営の厳しさは報道などで広く知られているところでございますが、獨協学園についても例外ではなく、同機構の運営の厳しさの一端につきましては年次報告会などを通じて把握しており、PDCAサイクルを回しながら、様々なケースを想定して当該事業を注視してまいりました。

このたびの同機構の閉鎖に関しましては、獨協学園理事会の決定を経て、令和7年1月17日に正式な通知を受理いたしましたことから、直ちに議会に報告させていただくとともに、その後、兵庫県も交えて今後の対応について調整検討を行っているところでございます。

次に、これまで投じた公費の支出額と内訳でございますが、開設の準備期間である令和3年度から令和6年度予算の合計額は1億5,168万1,000円であり、その内訳は賃料助成に7,376万1,000円、高機能医療シミュレーターの導入及び保守等に対する補助として7,592万円、先行研究に係る委託料が200万円となっております。

次に、今後の対策といたしましては、施設の設置者である兵庫県と協力して、高等教育・研究エリアのコンセプトに合致する新たな機関の誘致に努めるほか、高機能医療シミュレーターにつきましては、はりま姫路総合医療センターに運用を引き継いでいただき、引き続き医療水準の向上に活用してまいります。

最後に、市長・副市長の会議出席等の目的でございます

が、令和2年11月の当時の黒川副市長の出張は、獨協学園の理事として定例の理事会に参画したものと承知しております。

また、令和2年12月に市長が獨協医科大学病院を視察した際の主な目的は、同機構での展開に向けて、獨協医科大学で行われている研究内容について説明を受けたものでございます。

以上でございます。

○宮下和也議長

澤野市民局長。

○澤野 真市民局長（登壇）

私からは、15項目め、国有林の借地についてのうち、なぜ市民の大切な税金を使って借地する必要があるのかについてお答えいたします。

見野古墳群保存会により正式な手続を取らずに行われた国有林の無断伐採につきましては、その行為自体は住民の、地域の里山を美しくしたいという一念からの公益的な取組から行われたものでございました。

一方、国はそれまでの無断伐採等により、引き続き当該団体に貸し付けることはできないが、その地域の取組には賛同できるため、本市が国有林を借受けて事業を継続することは可能であるとのことでございました。

本市としましては、以前から、当該地において山桜まつりや古墳まつりなどの総合センター事業を実施するとともに、地域住民によるボランティアの清掃活動を支援しており、これまで地域住民が取り組んでこられた努力を無駄にすることなく、引き続き、見野古墳群を生かしたまちづくりを支援することが有益であると総合的に判断し、国有林を借り受けることを決定いたしました。

なお、現在は、見野地区以外の地域からも多くの方が当該地を訪れ、地域交流が深められており、この取組が大変意義深いものとなっていることから、さらなる地域交流を促進するためにも本市による国有林の借受けを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長（登壇）

私からは、15項目めの教育委員会事務局所管部分及び18項目めについてお答えいたします。

まず15項目め、国有林（四郷町見野）の借地についてで

ございますが、国有林野貸付申請書に行政機関の名称等が使用されていることにつきましては、任意団体の申請書に市の担当者名を記載することはあまり例がないと考えますが、本件に関しては国への申請書に添付され、その後、許可が下りたものであることから、国との関係においては問題がなかったものと考えております。

なお、市の担当者名等を記載した理由につきましては確認できるものがなく、当時の経緯は不明でございます。

次に、当該申請書に教育長名の進達文書が添付されていることにつきましては、国または申請団体のいずれかから求められたと思われるものの、現在残っている資料からは、その経緯は不明でございます。

当該文書の内容といたしましては、団体の取組を評価した上で、後援や協賛的なものとして教育委員会の態度を表明した趣旨であると考えております。

次に、進達文書において、無断植樹等の再発防止を明記しているにもかかわらず守られなかったことについてでございますが、再発防止については申請団体が当事者として責任をもって対応すべき問題と考えますが、当該文書を作成した当時、その内容が組織内で共有されず、結果、こうした状況に至ったものと考えられます。

なお、教育委員会は文化財の保護を担当しており、その面から当該団体の活動を支援してきたものでございます。

次に、二度目の無断伐採等が発覚した後もその行為を止められなかったことについてでございますが、教育委員会としては申請団体の古墳を活用した地域づくりを支援する目的があったものの、事業の推進に当たっては当該団体からの求めに応じて協議を行うなど、様々な確認をした上で所管に係る権限の範囲内での指導・助言は必要であったと考えております。

次に18項目め、旧姫路市中央卸売市場跡地の取得と（仮称）姫路市立高等学校整備及び姫路市立高等学校（姫路・琴丘・飾磨）の跡地利用についてでございますが、旧市場跡地の用地取得の状況につきましては、大部分の地権者の皆様から土地の売却に理解を示していただいており、順次、手続を進めているところでございます。

旧市場施設の解体が完了する令和7年9月末を1つの目途として地権者との協議を進め、用地取得に係る令和6年度予算につきましては、手続上、一部は来年度に繰り越すものの、全てを執行する見込みでございます。

また、その他の用地取得費につきましては、令和7年度

予算に計上しております。

次に、市場跡地の借地料についてでございますが、現在、市場跡地の民有地につきましては、本市と地権者との間で土地賃貸借契約が締結されており、契約解除となった場合には借地料は発生しないこととなります。

また、旧市場跡地の校舎整備につきましては、できるだけ速やかに進めてまいりたいと考えておりますが、具体的なスケジュールにつきましては、令和7年度から策定に着手する基本計画の中で検討・決定してまいります。

次に、新市立高校用地として5.8ヘクタールの校地が必要である理由についてでございますが、新高校ではこれまでの市立3高校より学級数の多い、大きな規模の学校となります。

生徒一人一人の興味・関心に沿った多様な教育カリキュラムを展開するためには教室数が必要であり、特別教室などによってより専門的、実践的な授業を行ってまいります。

また、部活動を含め、体育施設についても学校規模に合った内容の施設を備えることが必要であり、旧市場跡地の全てを使用した学校計画とするものでございます。具体的な内容につきましては、基本計画の中で定めてまいります。

次に、事業認定のめどは立っているかにつきましては、現在、全ての用地を取得するため、鋭意、地権者の皆様と協議を進めております。その協議状況によりましては、土地収用法に基づく事業認定の可能性も認識しておりますが、まずは、地権者との協議による任意取得が基本であり、現時点で言及する内容ではないと考えております。

最後に、現在の市立3高校の跡地利用についてでございますが、跡地利用の検討に当たりましては、令和10年3月まで生徒が在籍しているということに十分配慮しながら検討していく必要があると思っております。

3校のそれぞれの立地や特性などを考慮し、市長部局と協議しながら引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

柳本建設局長。

○柳本秀一建設局長（登壇）

私からは、16項目についてお答えいたします。

まず、経緯でございますが、姫路市辻井八丁目ほかにある八丈岩山南西部の斜面において、平成28年及び平成29年の二度にわたり、台風の影響により斜面の一部が崩落し、その土砂が市道へと流出しました。

崩落斜面を所有する21者の土地所有者らは、土地の安全管理を行う法的義務を負っていることから、崩落土砂の撤去、再度の崩落発生を防止するために必要な措置を早急に行うよう、再三要請いたしました。

しかしながら、一部の土地所有者が行った措置は再度の崩落を防止するためには十分なものとは言い難いものでした。崩落した斜面上には不安定な土砂が存在すると想定され、さらなる崩落が生じた場合、市道の安全な通行に支障を来し、近隣住民の人命に関わる被害が及ぶおそれがあると判断いたしました。

そのため、やむを得ず、崩落斜面地へ防護柵を設置するなど、応急対策工事を土地所有者らに代わって実施いたしました。

本市は、令和元年度以降、土地所有者らに対し、本市が行った工事の概要及び工事に要した費用に係る説明会を複数回にわたり開催するとともに、工事費用の支払いを求めてまいりましたが、任意交渉により解決を図ることは極めて困難な状況でありました。

そこで、土地所有者らに対し、令和3年に民事調停を申し立て、令和4年11月に裁判所より調停に代わる決定が出されました。その結果、本市と19者の調停参加者との間で、本市に約2,535万円を支払うとの調停が成立いたしました。

その後、調停では解決できなかった2者について、令和5年に費用償還を求める訴えを提起し、昨年6月、本市の訴えを認める判決が確定いたしました。

次に、費用償還の状況でございますが、調停で確定した償還金につきましては、令和7年2月末時点で18者が完済し、約2,528万円を回収済みであり、残る1者は分納中でございます。

また、訴訟で確定した償還金約1,634万円につきましては、現在、費用回収に向け、裁判所に申立てを行い、土地所有者らの財産調査を進めているところでございます。

この調査の結果に基づき、今後、差し押さえなどの対応を検討してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

柴田上下水道事業管理者。

○柴田桂太上下水道事業管理者（登壇）

私からは、17項目めについてお答えいたします。

辻井・田寺地区では、平成16年や平成23年の台風に伴う豪雨により浸水被害が発生しており、これまで本市では水

尾川の改修や辻井川雨水貯留施設の整備を進め、浸水被害の軽減に努めてまいりました。

しかし、現在においても水尾川の上流では未整備区間があり、辻井・田寺地区の浸水リスクは残っております。

当地区の浸水被害は、外水氾濫と内水氾濫の複合的な要因であることから、兵庫県が行う外水氾濫対策と市の雨水幹線事業による内水氾濫対策の連携によって、効果的に対策が実施できると考えております。

県は昨年4月に水尾川捷水路事業の完了時期の延期を発表し、市では県の事業に合わせて設計を進めていたところであり、非常に困惑し、即座に兵庫県に計画どおりの進捗を強く要望いたしました。見直しは叶いませんでした。

県は完了時期を延期したものの、令和6年度の県の公共事業等審査会の再評価において、事業継続は妥当との判断を受け、工事着手時期を令和10年度と予定されております。

市の雨水幹線事業は詳細設計を完了し、次の段階としては工事の着手となります。今後、本事業を推進するためには、技術的にも県と合わせて実施することが必要であり、令和7年度工事費の計上は見送っております。

市としては、一刻も早く進捗するよう強く県に働きかけるとともに、早期の工事着手を迎えられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長（登壇）

私からは19項目め、公教育の責任（不登校・いじめ・学力保障等）についてお答えいたします。

まず、不登校児童生徒支援員配置事業につきましては、配置された支援員が教職員と連携を図りながら、校内サポートルーム内での学習支援及び生活支援を行うものでございます。資格要件につきましては、高卒以上であれば教員免許等は不要としております。

フリースクール等利用支援事業につきましては、フリースクール等を利用する不登校児童生徒の家庭の経済的負担を軽減するため、利用料の一部を助成するものでございます。1人年間12万円を上限に、85名に支給することを想定しております。

助成基準につきましては、市内に居住し、当該施設への通所日を指導要録上出席扱いと認定されている児童生徒としております。

教育機会確保法を踏まえ、県が令和7年度からフリースクール等の授業料などを補助する市町への支援を始めることを受け、本市におきましても本事業を実施するものでございます。

義務教育段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない不登校児童生徒が、社会的自立に向けてフリースクール等を利用するということは、学校に登校することができている児童生徒が学力保障として学習塾等を利用することとは性質が異なるものであると考えております。

次に、学びの多様化学校とは、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成することができる学校のことでございます。

本市といたしましては、去年から先進校への視察を行うとともに、現在、調査研究を進めているところでございます。

次に、いじめ相談窓口事業につきましては、寄せられた相談内容や提供された情報を整理し、学校に対して情報提供や助言を行い、被害児童生徒の心のケアと安全・安心の確保を最優先に、学校と連携しながらいじめ事案の早期解決を図っていくことを目的としており、相談員としては、学校管理職経験者、臨床心理士、社会福祉士または精神保健福祉士の計6名を配置する予定でございます。

予算につきましては、相談員の報償費に加え、児童生徒への周知用のカードの作成費用等、301万9,000円を計上しております。

窓口設置の背景としましては、本市におきましても、初期対応につまずき学校と保護者の関係がこじれることで、いじめがさらに深刻化、重大化することが実際に起きているためでございます。

次に、小中学校における授業が十分に理解できていない児童生徒等への対応につきましては、基礎学力の向上が重要であると捉え、主に3点の取組を行っております。

1点目に基礎学力の向上につながる短時間学習、2点目に授業中や放課後における地域人材を活用した学習支援、3点目に県の兵庫型学習システムの加配を活用した中学校における同室複数授業や少人数授業を実施しております。

また、特に授業が成立しにくい学級につきましては、県の学級運営改善に係る加配教員や市の生徒指導自立支援員を配置し、学習規律の再整備や児童生徒への個別の学習

支援の充実を図っております。

さらに、不登校児童生徒等に対しましては、担任や不登校担当教員等が本人や保護者と積極的にコミュニケーションを取りながら、必要な学力保障を行っております。

今後の対策といたしましては、学習プラットフォームを活用して、学力保障につながる多様な選択肢を増やしていきたいと考えております。

また、次期学習指導要領に向け、国で検討されている5分短縮授業により生じた時間を理解度に応じた個別学習等に充てるなど、基礎学力の定着につながる取組につきましても研究してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

改革無所属の会代表 牧野圭輔議員。

○改革無所属の会代表 牧野圭輔議員

それぞれにご丁寧なご答弁ありがとうございました。

少しだけ時間があるので、以下4点について再質問したいと思います。

姫路城の縦覧料の件なんですけれども、私がお尋ねしたのは、文化財保護の観点とか、あと今後の文化財保護のための整備とかですね、そういう経費がかかることについては、これは十分理解できるんです。

一方で、このたびのような一気に2.5倍の値上げは、実際にこれ、観光客の方にとっては非常に大きなマイナスイメージになるんですけれども。

実際、今回のその値上げ自身が行ったっきりで、もう決まってしまう、後戻りができないんですかということですね。さらにまた値上げやみたいな話をしてるわけじゃなくて、そこをちょっと勘違いさせてご答弁いただいたのかなということで、実際にマイナスのイメージが、結果として姫路の観光にも大きく影響を与えたときに、見直しを後戻りができないんですかっていう、そういう質問です。

それと、姫路のグローバル人材育成確保事業なんですけれども、確か令和6年度の目玉事業は学校法人にも基金を設置してもらってっていうその取組が目玉事業だったはずなんです。結果として見込み違いだったんですかね。

その事業が前へ行っていないっていう、手を挙げていただく事業者が、っていうか法人がいなかったということは、姫路市の判断というか、見込み損ねたっていう理解でいいんですかねっていうのを確認をさせてください。

あとそれと、悪臭規制の話なんですけれども、これ神戸市

でもう既にできてて姫路市でできない理由を教えてください。

最後に、市長が前回の統一地方選挙後、報道関係者に語られた2030年、平成12年ごろまでに新校舎を手柄地域へ建設するという事は、今未定だということを理事が言われたんですけども、それは実際できないっていう理解でいいんですかね。

もう既に、もう未定だということは、この市長の発言自身は実現できないという理解でよろしいですか。

その4点、お願いいたします。

○宮下和也議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長

姫路城の縦覧料が今回2.5倍になったということで、それが経済に対する影響が大きければ見直しをするのかという質問でございます。

当初、まず縦覧料の改定に当たりましては、今後10年間必要な金額を定めて、それをやったもの、そこから算出したものでございますので、経済に影響が出ないように努力しながら、縦覧料の見直しは現状と見えずこのままいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

福田政策局長。

○福田宏二郎政策局長

ご質問の外国人留学生就学支援事業に関してですけども、令和6年度予算措置いたしましたのは、この事業が外国人留学生の生活支援のためには必ず必要であるという思いからしております。

ただ、本年度に入りましてから、対象となる市内の私立高校5校を訪問し、制度の内容も説明いたしましたが、学校側の判断として、今年度は基金の設立を見送られたということでございます。

それは学校の判断でございますので、我々としては引き続き、この事業に関しましては、学校法人のニーズを把握して、学校法人のほうでそのような基金を設立されるということであれば留学生の生活支援が必要であると考えておりますので、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長

神戸市でできて、姫路で何でできないのかということなんですけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、事業者にもかなり負担がかかるということもございますので、それぞれの効果や課題を踏まえて研究してまいりたいということなんですけども。

神戸市の場合でも、これ平成8年に、その臭気の部分の規制については法律で決まって、その後、平成25年からスタートしてるんです。

神戸市の場合でも飲食店等で臭いの複合の、悪臭の場合でいろいろ苦情が出てきていて、その対応についていろいろ調査研究された上でされてたものでございますので、我々のほうもこういう事案に含めて、他都市の状況も踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○宮下和也議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

答弁でも申し上げましたように、具体的なスケジュールは基本計画の中で検討を決定してまいります、できるだけ速やかに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

以上で、改革無所属の会代表質疑を終了します。